news release

2026 年 7 月 21 日

「当座預金等各種預金規定」の改定について

平素より仙南信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、手形・小切手の発行停止等の対応にあわせ、下記の各種預金規定を改定しますので、お知らせいたします。

なお、本規定の改定以前に該当預金のお取引をいただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

今後とも、お客さまにご満足していただける金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．　改定日

2026 年 8 月 31 日（月）

２．　改定する規定

・当座預金規定

㊐当座勘定規定（専用約束手形口用）約束手形用法、為替手形用法、小切手用法を含む）

・普通預金規定（個人・法人用）

・貯蓄預金規定

・納税準備預金規定（個人・法人用）

・積立定期預金規定

３．　改定内容

下記の実施内容に基づき預金規定を改定いたします。

（１）自己宛小切手の発行停止（2026 年 3 月 31 日を以って終了）

（２）手形・小切手の最終振出期限の設定（2026 年 9 月 30 日を以って終了）

（３）他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止

（2026 年 9 月 30 日を以って終了）

詳細につきましては、別添の「新旧対照表」をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、最寄りの営業店までお問い合わせください。

以上

㊐仙南信用金庫

（別紙）　「各種預金規定　新旧対照表」　※改定箇所のみ抜粋して記載

当座預金規定＜㊐当座勘定規定（専用約束手形口用）約束手形用法 為替手形用法 小切手用法 ＞

改 定 後	改 定 前
第１条　－省 略－	**第１条**　－省 略－
第１条の２（当座勘定の受入）	**第１条の２（当座勘定の受入）**
（１）当座勘定には、現金のほか手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受け入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	（１）当座勘定には、現金のほか手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受け入れます。
（２）～（４）　－省 略－	（２）～（４）　－省 略－
第７条（手形・小切手等の支払い）	**第７条（手形・小切手等の支払い）**
（１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	（１）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
（２）～（４）　－省 略－	（２）～（４）　－省 略－
第８条（手形・小切手用紙）	**第８条（手形・小切手用紙）**
（１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。	（１）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
（２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。	（２）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
（３）～（４）　－省 略－	（３）～（４）　－省 略－
（５）払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。	（５）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
（６）～（７）　－省 略－	（６）～（７）　－省 略－
第９条（支払の範囲）	**第９条（支払の範囲）**
（１）呈示された手形、小切手、または払戻請求書等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。	（１）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
（２）～（３）　－省 略－	（２）～（３）　－省 略－

当座預金規定＜㊐当座勘定規定（専用約束手形口用）約束手形用法 為替手形用法 小切手用法 ＞

改 定 後	改 定 前
第１０条(支払の選択) 同日に数通の手形、小切手、または払戻請求書等の支払をする場合にはその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。	**第１０条(支払の選択)** 同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にはその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
第１１条(過振り) （１）第９条の１項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金を超えて手形、小切手、または払戻請求書等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 （２）～（５）　－省 略－	**第１１条(過振り)** （１）第９条の１項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金を超えて手形、小切手等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。 （２）～（５）　－省 略－
第１７条(振出日・受取人記載もれの手形・小切手) （１）手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことが出来るものとします。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 （２）　－省 略－	**第１７条(振出日・受取人記載もれの手形・小切手)** （１）　手形、小切手を振り出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を出来る限り記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことが出来るものとします。 （２）　－省 略－
第１８条(線引小切手の取扱い) （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺(または届出の署名)がある時は、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 （２）　－省 略－	**第１８条(線引小切手の取扱い)** （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺(または届出の署名)がある時は、その持参人に支払うことができるものとします。 （２）　－省 略－

＜㊐当座勘定規定（専用約束手形用口）＞

改 定 後	改 定 前
第１条(当座勘定の受入) （１）当座勘定には、現金のほか手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という)も受け入れます。ただし、2026 年 10 月 1 日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （２）～（４）　－省 略－	**第１条(当座勘定の受入)** （１）当座勘定には、現金のほか手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という)も受け入れます。 （２）～（４）　－省 略－
第７条(手形の支払) （１）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。ただし、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 その他の手形、小切手の支払はしません。 （２）～（３）　－省 略－	**第７条(手形の支払)** （１）この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 （２）～（３）　－省 略－
第８条(手形用紙) （１）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （２）　－省 略－ （３）　削除 （４）　削除 （５）～（６）　－省 略－	**第８条(手形用紙)** （１）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （２）　－省 略－ （３）手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。 （４）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 （５）～（６）　－省 略－
第９条(手数料)　を削除。 第 10 条を第 9 条とする。(以降、条項を繰り上げ)	**第９条(手数料)** 前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。
第１９条(反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第２１条第２項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第２１条第２項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	**第２０条(反社会的勢力との取引拒絶)** この当座勘定は、第２２条第２項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第２２条第２項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

＜約束手形用法＞　　下線部…改定箇所

改 定 後	改 定 前
１～２．　－省 略－ ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 ４～９．　－省 略－	１～２．　－省 略－ ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ４～９．　－省 略－

＜為替手形用法＞

改 定 後	改 定 前
１～３．（記載省略） ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 ５～１１．（記載省略）	１～３．（記載省略） ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ５～１１．（記載省略）

＜小切手用法＞

改 定 後	改 定 前
１．（記載省略） ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 ３～９．（記載省略）	１．（記載省略） ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。 ３～９．（記載省略）

普通預金規定（個人・法人用）　　下線部…改定箇所

改 定 後	改 定 前
１．　－省　略－ **２．（証券類の受入れ）** （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （２）～（５）　－省　略－ ３～２０．　－省　略－	１．　－省　略－ **２．（証券類の受入れ）** （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （２）～（５）　－省　略－ ３～２０．　－省　略－

貯蓄預金規定

改 定 後	改 定 前
１．　－省　略－ **２．（証券類の受入れ）** （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （２）～（５）　－省　略－ ３～２１．　－省　略－	１．　－省　略－ **２．（証券類の受入れ）** （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （２）～（５）　－省　略－ ３～２１．　－省　略－

納税準備預金規定（個人・法人用）

改 定 後	改 定 前
１．－省　略－ **２．（証券類の受入れ）** （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （２）～（５）　－省　略－ ３～２０．－記載省略－	１．－省　略－ **２．（証券類の受入れ）** （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （２）～（５）　－省　略－ ３～２０．－記載省略－

積立定期預金規定　　下線部…改定箇所

改 定 後	改 定 前
１～２．－省 略－	１～２．－省 略－
３．（証券類の受入れ）	３．（証券類の受入れ）
（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。	（１）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
（２）－省 略－	（２）－省 略－
４～１１．－省 略－	４～１１．－省 略－

以上